

大和市民活動センターは

応援します(いっしょに考えましょう)

協働事業等提案制度

と

市民活動推進補助金制度

の提案募集が始まります。

いっしょに取り組む制度です。
4種類あります。

補助金が交付されます。
2種類あります。

- ①市民等が事業提案
- ②市が設定した課題に市民等が事業提案
- ③市が課題と事業案を提示して市民等が具体化提案
- ④新しい公共の創造に関する市の施策や計画に関する意見提案

- ①めばえ：5万円以内
*立ちあげたばかりの活動が対象
- ②はぐくみ：20万円以内
*活動をより発展させる事業を対象

4/16
(月)
～
5/15
(火)

ですよー

提案募集期間は

「広報やまと」4/15号に
提案募集の説明が
あります。

募集要項は
市民活動課と
「センター」に
あります。

5/9
(水)
14:00
～
18:00
市民活動課スタッフも
参加します。
「センター」での相談日

「めばえ」
「はぐくみ」
とも6月に
公開選考会を開
催し補助金交付
を決定します。

「この街に住んでよかった」
と言える大和市に
しましょう。



市民活動課

Tel.046-260-5103

大和市民活動センターは②の行政提案型。
事業名は大和市民活動センター管理運営事業。
提案者は[拠点やまと]。事業内容は「センター」
の管理運営を通しての、市民活動の推進と社会
資源の充実。

「センター」の
ある日ある時

3月29日(木)晴れ。被災地富岡町からの子供たち、地元歓迎の子供たちで大賑わいの「ツリーガーデン」。お互い名前も知らずに遊びまわって大はしゃぎ!“竹馬”が順番待ちになった時、小学校5年の女の子が3年の女の子に順番を譲った。「今日は楽しいな、ありがとう」と言って私の竹馬補助で楽しそうに何歩も。「さあ、お別れだね」「元気でね!」あれ?見送りの中にその子が…「郡山中央交通」大型バスに手を振りながら乗り込んだ子が順番を譲ってくれた方でした。



「センター」の「条例」による位置づけ

- 大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例、
第9条 市民等、事業者及び市は協働の原則に基づき、それぞれの役割分担に応じて、社会資源の充実を図るための協働の拠点を設置し、その充実に努める。
2.協働の拠点は、原則として市民等がその運営を担う。